

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月21日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社マルハン
【届出者の住所又は所在地】	京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリーブ レイス丸の内28階
【電話番号】	03-5221-7777
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 太田代 光英
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社マルハン (京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社マルハンをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社イチケンをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社イチケン

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年5月20日、対象者との資本関係の更なる強化により、対象者とより緊密な協業関係を構築し、対象者及び公開買付者双方の利益の拡大を図ることを目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を、本公開買付けにより取得することを決定いたしました。本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式2,342,800株(所有割合(注)：32.27%)を所有しており、対象者のその他の関係会社である筆頭株主です。

(注) 「所有割合」とは、対象者が2025年5月20日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(7,284,400株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(25,514株)を控除した株式数(7,258,886株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

本公開買付けは特定の相手先からの対象者株式の取得を目的としたものではなく、公開買付者は、本公開買付けの結果、公開買付者と対象者の資本関係がより強く、緊密なものとなることを企図しており、また、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載する各種シナジーの実現の程度は、対象者株式の所有割合の増加の程度に比例的に増加すると考えていることから、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておりません。

一方で、公開買付者は、対象者との間での資本関係の強化を企図しつつも、対象者株式の上場並びに対象者の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、対象者を公開買付者の連結子会社として支配権を獲得することは企図しておりません。また、対象者において将来的に東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更を目指すことも視野に入れていることを踏まえ、その上場基準として要求される流通株式比率35%以上を安定的に確保する観点から、できるだけ多くの流通株式を維持すべく、公開買付者の所有割合が一定の範囲内にとどまっていることが望ましいと考えております。したがって、本公開買付け後において対象者が公開買付者の連結の範囲に含まれることがなく、かつ、他の対象者の株主の属性や対象者株式の所有状況、今後の対象者における株主構成の変動の可能性等を総合的に考慮し、対象者の流通株式比率35%以上を安定的に確保できる水準が維持されることが見込まれる株式数として、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を、本公開買付け後における公開買付者の所有割合が40.00%となる対象者株式の数(2,903,600株)から、本書提出日現在において公開買付者が所有する対象者株式の数(2,342,800株)を控除した株式数である560,800株(所有割合：7.73%)と設定しております。そのため、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の上限(560,800株)を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者が2025年5月20日に公表した「株式会社マルハンによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(賛同・応募中立)に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年5月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこととす。

対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1957年5月に京都府峰山町(現・京丹後市)にて名曲喫茶「るーちえ」として創業され、1958年4月に京都府峰山町(現・京丹後市)でパチンコホール「峰山カジノ店」をオープンいたしました。その後、1972年12月に、パチンコホールやボウリング場の運営を目的に、商号を西原産業株式会社として設立され、1988年10月に商号を株式会社マルハンコーポレーションへ、1999年10月には現商号である株式会社マルハンに変更いたしました。

公開買付者グループ(公開買付者及びその子会社並びに関連会社を総称してまいります。以下同じです。)は、本書提出日現在、公開買付者、子会社39社及び関連会社5社(対象者を含みます。)で構成され、経営理念(ブランドメッセージ)として「人生にヨロコビを」を掲げ、人々に生きる喜びと安らぎの場を提供し、明るく楽しい社会づくりを実現することを目的として、主な事業であるパチンコホール事業、ゴルフ場事業、海外金融事業に加え、今後新たに注力する事業として宿泊施設運営・飲食事業、ビルメンテナンス事業等を展開しております。

公開買付者グループは、創業から68年間の業歴を経てパチンコ事業、飲食事業、ゴルフ事業を通じて培った顧客対応力及び店舗運営ノウハウや、全国のパチンコホールで平準化したサービスクオリティを提供するための従業員教育やマニュアル整備を通じた人材活用能力を軸とし、社会に奉仕し人々の幸福に貢献する姿勢を持つ世界レベルのエンターテインメント企業として、お客様へのヨロコビを届けるため、各事業の拡大に精力的に取り組んでおります。公開買付者の各事業の詳細は、以下のとおりです。

( )パチンコホール事業

公開買付者グループの中核であるパチンコホール事業においては、日本におけるパチンコ・パチスロ産業の市場規模は約15.7兆円(注1)とされているところ、公開買付者グループは、「接客サービスの向上」及び「経営の透明化」を重視した経営戦略により企業イメージの向上を図った結果、2024年3月期では、市場シェア約8%(注2)を占める売上高1兆3,595億円を誇り、2025年3月末日時点で営業店舗数313店舗を運営しております。2020年以降においては、公開買付者グループによるパチンコホールの新店舗の建設に加え、積極的なM&Aの活用を通じ、後継者不足等により廃業するパチンコホールを取得し、改装を経て再オープンする取り組みも行っております。また、公開買付者グループが保有する既存店舗についても、お客様へ快適な環境をご提供するため、老朽化が進んだ店舗を中心に随時改装を進めております。

(注1) 出所：公益財団法人日本生産性本部「日本レジャー白書2024」

(注2) 2024年3月期のパチンコホール事業の売上高を、上記のパチンコ・パチスロ産業の市場規模で除して計算しております。

( )ゴルフ場事業

ゴルフ場事業においては、「Top of the Top ~日本が世界へ誇るゴルフクラブへ~」の理念のもと、関東地方の御殿場コース(静岡県)、江南コース(埼玉県)、軽井沢リゾート(群馬県)のほか13コースを中心に、関西地方では六甲コース(兵庫県)のほか3コース、その他地方に所在する札幌コース(北海道)や白河リゾート(福島県)を含めて全国各地に18コースのゴルフ場を展開する会員制ゴルフクラブの太平洋クラブ(Taiheiyo Club)を運営しております。太平洋クラブは、1971年に設立後、2012年に会社更生法の適用を申請しましたが、公開買付者グループが2014年に経営権を取得し再建に取り組んできました。その結果、2025年3月末日時点で総会員数が約19,500人に達しており、美しい景観と戦略的なコースレイアウトが高い評価を受けていると考えております。また、国内外のトーナメントの開催実績も有しており、会員の皆様の満足度の向上及びゴルフ業界全体の発展に寄与していると考えております。

( )海外金融事業

海外金融事業においては、2008年にカンボジア初の日系商業銀行として設立し、カンボジアで第2位の175店舗の拠点数を有する商業銀行のサタパナ銀行をはじめ、ミャンマーではマイクロファイナンス(注3)を提供する金融機関、ラオスでは商業銀行を運営しております。シンガポールを含め、このような東南アジア地域で4ヶ国における銀行サービスの提供や、日本等の諸外国からの投資促進に加え、スマートフォンでの金融サービスの完結やQRコード決済といった先進的なデジタル化と金融技術を導入することにより、人々の生活・仕事の向上、同地域経済の持続可能な発展に貢献していると考えております。

(注3) 「マイクロファイナンス」とは、貧困層や低所得層を対象に貧困緩和を目的として行われる小規模金融のことをいいます。

( )宿泊施設運営・飲食事業

新規事業領域である宿泊施設運営・飲食事業においては、2025年3月時点で連結子会社4社を有しており、笛吹川温泉 坐忘、大和屋本館、大和屋別荘、紫雲荘の宿泊施設4ヶ所の運営及び、子会社である株式会社マルハンダイニングを通じて、パチンコホール内に展開する自社ブランドの飲食店である「ごはんどき」、「てんがららーめん」、「カフェ バンカレラ」の運営、コーヒー専門店「Scrop COFFEE ROASTERS」の運営、「串カツ田中」、「いきなりステーキ」、「ミスタードーナツ」のフランチャイズ店舗の運営、及び東京都内を中心に展開する和食を中心とした幅広いジャンルの飲食事業の運営を行っており、公開買付者グループ合計で大小合わせて約550店舗(2025年3月末日現在)の飲食施設を運営しております。将来的にはインバウンド需要の高まりを見据え、新たな宿泊施設の建設を視野に入れ、検討を進めております。

( )ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業においては、連結子会社の株式会社エムエムインターナショナルが、公開買付者グループが保有・運営する施設の管理に加え、宅地建物取引士等の不動産に関する資格、建築物環境衛生管理技術者や第1種電気工事士、第1種消防設備点検資格者、認定ファシリティマネジャー、特定建築物調査員等のビルメンテナンスに関する資格、キャリアコンサルタントといった労務に関する資格の有資格者が延べ100名以上在籍(2024年3月末日現在)する「清掃と設備のプロ集団」としての強みを生かし、グループ外の施設のビルメンテナンスや、小売店や飲食施設の清掃管理を受託しております。近年では、人手不足の社会問題化を鑑みて自動掃除機の導入に取り組み、ロボティクスを利用しIoTに対応した、より付加価値の高い清掃事業を開始いたしました。

一方、対象者は、1930年に第一相互住宅株式会社として設立され、その後第一建設工業株式会社等への商号変更を経て、1989年10月に現在の商号である株式会社イチケンに商号変更したとのことです。対象者株式については1963年6月に東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)市場第二部へ上場した後、1990年9月に東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に指定替えを受けたとのことです。その後、2008年11月には大阪証券取引所市場第一部の上場を廃止し、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い東京証券取引所プライム市場に移行、2023年10月より東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。また、対象者は、千葉県内に本社を置く土木工事を主力とする総合建設業の片岡工業株式会社(以下「片岡工業」といいます)と、ベトナム国内における商業施設工事の請負等を行うベトナム子会社であるICHIKEN Vietnam Construction Co.,Ltd.(以下「IKVC」といいます)により、対象者グループ(対象者及びその子会社2社を総称していいます。以下同じです。)を形成しているとのことです。

対象者グループは、「品質の向上と安全の徹底に努め、いかなるときもクリエイティビティを発揮し、商業空間事業を通じ、快適で豊かな社会の実現をめざす」との経営理念を定め、商業施設建築のエキスパートとして、安定した成長を続けていくとともに、社会の持続的発展に貢献する企業を目標に、各事業を推進しているとのことです。

対象者の各事業の詳細は、以下のとおりとのことです。

( )建設事業

複合商業施設やビジネスホテル等の商業施設の建築工事を主力事業とする総合建設業を行っているとのことです。なお、近年では、eコマース(注4)の市場拡大に伴う、小ロット、高頻度配送のニーズの高まりを背景とした物流拠点の需要の高まりにより、商業施設工事の依頼主である小売会社やSPC(注5)等からの物流施設の工事を請け負う機会も増えており、工事の実績、ノウハウの蓄積と併せて、更なる顧客との関係維持、強化を図っているとのことです。

(注4) 「eコマース」とは、インターネット等のネットワークを介して契約や決済等を行う取引形態のことで、インターネットでものを売買することの総称とのことです。

(注5) 「SPC」とは、特定の目的のために設立される法人であり、商業施設工事においては資金調達の円滑化、リスクの分離、事業の安定性を高める目的で活用されるとのことです。

( )不動産事業

ビジネスホテル用の建物を所有し、ビジネスホテル運営会社に定期借家契約に基づき一括して賃貸し、固定賃料に加えて、ビジネスホテルの稼働状況に応じた変動賃料を収受する不動産賃貸事業や、不動産売買事業を行っているとのことです。なお、不動産事業を海外事業と並ぶ戦略事業の1つと位置付けており、主に収益物件の確保(不動産賃貸事業の拡大)と、不動産の開発や売買を絡めた工事受注機会の創出を通じて収益の規模の拡大を図っているとのことです。

( )海外事業

海外事業として、2022年に設立したIKVCを通じて、日系企業が現地に商業施設を出店する際のサポートや工事の請負、対象者からのBIM(注6)の受託等の事業を行っているとのことです。

(注6) 「BIM」とは、ビルディング・インフォメーション・モデリングの略称で、コンピューター上に作成した3次元の形状情報に加え、各室の名称・面積・材料・部材の仕様、性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建築情報モデルを構築することをいうとのことです。

( )土木工事等

対象者は2024年に片岡工業を完全子会社化し、建築工事を主力とする対象者に土木工事を主力とする片岡工業が加わることにより、対象者グループ全体としての建設事業者としての施工能力の拡大を実現すること、並びに片岡工業の土木工事は官公庁工事が主体のため、対象者グループとしての官公庁工事实績の拡大等の相乗効果を生み出すべく取り組んでいるとのことです。

また、対象者が2024年6月26日に提出した第98期有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(2) 経営環境及び対処すべき課題」によれば、対象者は、創業100周年を迎える2030年を目標とする企業像として「ビジョン2030」(長期経営計画)を掲げ、基幹の建築事業の安定・充実化、不動産・海外事業の戦略事業としての拡充、新規事業を含めた業容の拡大等を推進しているとのことです。

公開買付者と対象者の資本関係としては、公開買付者は、2004年7月に、当時公開買付者が進めていた全国への多店舗展開を加速させるにあたり、対象者が有する設計・施工に対する総合力を活用し、店舗開発力の強化及び建設の品質向上並びにコストダウンを実現するとともに、対象者が有するノウハウを活用し、総合的な店舗設備メンテナンスを一元化することによる経営基盤の強化を目的として、株式会社ダイエー及び東洋テクノ株式会社から対象者株式10,214,000株(当時の所有割合(注7):28.75%)を取得し、対象者のその他の関係会社である筆頭株主となりました。その後、公開買付者は、公開買付者の店舗展開にかかる建設工事について、対象者とより一層の連携を強めることによる、工事内容の充実、更なる工事効率化を図ることを目的として、2006年8月に、対象者株式1,500,000株の追加取得を行い、対象者株式11,714,000株(当時の所有割合(注8):32.85%)を所有するに至り、対象者が2017年10月1日を効力発生日として対象者株式5株を1株とする株式併合を行ったことにより、本書提出日現在において対象者株式2,342,800株(所有割合:32.27%)を所有するに至りました。以降、公開買付者の基幹店舗である千葉北店、千葉みなと店を始めとした店舗の建設及び改装を対象者が手掛けたほか、公開買付者から対象者への取締役の派遣等を通じて協業を行ってまいりました。

(注7) 対象者が2005年6月29日に提出した第79期有価証券報告書に記載された2005年3月31日現在の発行済株式総数(35,577,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(44,000株)を控除した株式数(35,533,000株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(注8) 対象者が2006年6月29日に提出した第80期有価証券報告書に記載された2005年3月31日現在の発行済株式総数(35,707,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(53,000株)を控除した株式数(35,654,000株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

かかる状況において、公開買付者は、対象者がおかれている建設業界において、政府建設投資は堅調に推移しており、民間設備投資については、インターネット販売の拡大を背景とした倉庫スペースの拡張や物流施設の増強等、持ち直しの動きがみられるものの、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足の深刻化や技能労働者の高齢化が進行する等、慢性的な課題を抱えており、加えて、他社との受注競争や建設資材価格の高騰、労務費の上昇等による工事採算性の悪化等、引き続き厳しい事業環境が続いているものと認識しております。このような状況を踏まえると、人口減少に伴う国内需要の長期的減少や、労働力不足や技能労働者の高齢化に伴う担い手の確保や育成、生産性の向上は今後も課題であり、対象者の主力事業である店舗等の新築・内装・リニューアル工事の建設需要に対して、積極的かつ持続的な受注活動に繋がる安定した受注先の確保に向けた対策や、大型施設に関する案件の受注や海外事業の拡大、また、DXの推進等によるITを活用した業務効率化を進める必要があると考えました。

また、公開買付者は、2024年10月中旬、中核事業であるパチンコホール事業の更なる拡大と、新たな注力事業として位置付ける宿泊施設運営・飲食事業の推進には、新規事業として取り組む宿泊施設の建設、パチンコホールの新店舗の建設や、老朽化した既存店舗や事業承継等を通じて新たに取得した店舗の改装のため、専門的なノウハウを有する建設会社との持続的かつ安定的な協業が不可欠であると考えました。ビルメンテナンス事業の推進においても、上流領域であり対象者が得意とする各種施設の建設から、公開買付者による施設運営、下流領域であり公開買付者の子会社が得意とする施設管理に至るまで、一括して受注可能な効率的な体制を構築することで、公開買付者グループ外からの受注が増加し、新たなビジネス機会を創出できるものと考えました。かかる検討の結果、公開買付者は、2024年12月下旬に、対象者株式を追加取得することにより、対象者との関係をより一層強化することで、以下に記載するシナジーが見込まれ両社の企業価値向上に資すると考えるに至り、また、対象者の成長に伴って持分利益を享受しながらも、資本コストやリスクを抑制することを方針として、2025年2月下旬に、対象者に対する公開買付者の所有割合の引き上げの検討を開始いたしました。なお、公開買付者においては対象者の完全子会社化についても検討したものの、対象者が公開買付者の完全子会社になった場合に公開買付者と競合関係にある取引先及びそのグループ企業からの取引機会の減少によるディスシナジーが生じる可能性が考えられ、対象者との日頃のコミュニケーションの過程で、対象者の主要事業である建設業においては、幅広い分野や企業からの受注を取り込むことにより特定の受注先に依存することのない安定した事業基盤を構築することが、企業の業績を中長期的に維持する上で重要であり、対象者として、本公開買付け後もそのような事業基盤を維持したい意向を有していることを確認しておりました。かかる状況を踏まえ、対象者の独立性に基づく自主的な経営体制を尊重し、両社にとってバランスの取れたガバナンス体制を実現しつつ、資本関係の更なる強化によって、より緊密な協業関係を築くことが、対象者の持続的な発展により企業価値を向上させていくためには重要であると考えました。また、上記のとおり、2006年8月の対象者株式の追加取得以降、18年以上も対象者及び公開買付者の資本関係に基本的に変動がなかった中で、公開買付者と対象者との間の資本関係の更なる強化により、対象者株式の所有割合の増加の程度に比例的に、社内外のステークホルダーからも「両社が戦略的パートナーである」との理解が進み、両社の従業員間での一体感や協業姿勢がより強固になり、共同のプロジェクトにおけるコミットメントが高まるものと考えました。加えて、中長期的には本公開買付けによるシナジー効果も寄与することで、対象者の事業基盤が拡大し、対象者の企業価値が最大化されたと考え、対象者を連結子会社化、あるいは完全子会社化することなく、追加取得することにより対象者との関係強化を図ることを考えました。なお、公開買付者が想定する、公開買付者と対象者の関係強化による具体的なシナジーは以下のとおりです。

( )対象者による公開買付者グループからの工事受注

上記のとおり、公開買付者グループのパチンコホール事業は新規建設や改装等の工事が恒常的に発生しており、また、新たに宿泊施設の建設を検討する等、公開買付者グループの建設需要は高まる見込みです。特にパチンコホールは特殊な構造であるため施工可能な建設会社が限定されますが、対象者は施工に必要なノウハウを有しており、加えて建設業界は人手不足を背景に足元の受注能力が不安定であることから、公開買付者として対象者との良好な関係を深化させ、引き続き安定的に業容の拡大を進めたいと考えております。

対象者においても、長期的には人口減少による建設需要の低下が見込まれる国内市場において、公開買付者グループからの持続的な受注を確保することは、経営の安定化に資すると考えております。また、対象者の建設事業は収益性の高い商業施設に注力していると認識しておりますが、類似性がある公開買付者グループのパチンコホールや商業施設の継続的な施工を通じてノウハウを蓄積することにより、対象者の施工能力の効率性とともに収益性も高めることができると考えております。

( )商業施設建設及び維持管理の共同受注

公開買付者グループのビルメンテナンス事業は、自動化や、宅地建物取引士等の不動産に関する資格、建築物環境衛生管理技術者や第1種電気工事士、第1種消防設備点検資格者、認定ファシリティマネジャー、特定建築物調査員等のビルメンテナンスに関する資格、キャリアコンサルタントといった労務に関する資格の有資格者のサポートによるパチンコホールや商業施設の維持管理を得意領域としており、商業施設の建設工事を強みとする対象者とは、商業施設の運営において上流に該当する建設と、下流に該当する維持管理として、相互補完関係にあります。公開買付者と対象者が協業体制を構築し、情報共有を進めることで、より付加価値のある提案が可能となり、共同での受注拡大が図れると考えております。

( )人材の相互交流

長期的には不透明な建設業界の事業環境を背景に、対象者は海外進出を志向し、対象者における中期経営計画ではベトナム事業の拡大を目指していると認識しております。今後も更なる経済成長が期待される東南アジアにて金融事業を展開する公開買付者グループでは、同地域に精通した人材を含め、多数の国際人材が活躍しており、人材の相互交流を通じて、対象者の海外事業の推進を支援することが可能になると考えております。

その他にも、公開買付者グループには、宅地建物取引士等の不動産に関する資格、建築物環境衛生管理技術者や第1種電気工事士、第1種消防設備点検資格者、認定ファシリティマネジャー、特定建築物調査員等のビルメンテナンスに関する資格、キャリアコンサルタントといった労務に関する資格の有資格者や、平均年齢が30代の若い世代を中心とした約23,800人の従業員の在籍等の強みがあり、対象者との人材の相互交流の拡大を通じて、人材不足への対策や人材育成を図り、両社の人材の有効活用が可能になると考えております。

( )公開買付者による資金面の支援

対象者は2023年度から2030年度の長期経営計画である「ビジョン2030」において、2030年度における約1,000億円の売上高目標の達成、5%程度の営業利益率の達成に向けて、M&A等の活用による100億円の成長投資や、建設事業の収益補完に資する不動産事業への100億円の投資、デジタル分野への投資を中心に2030年度までに総額300億円の投資を計画しております。公開買付者グループの余剰資金を対象者が借入等を通じて活用することで、対象者の機動的な事業展開を支えることが可能になると考えております。

なお、公開買付者は、現在の資本関係で上記のようなシナジーの発現を試みられるかも検討しましたが、公開買付者においては、基幹事業であるパチンコホール事業にかかる新規建設や改装等にかかる工事情報や、新たな注力事業に位置付け、取組みを強化している宿泊施設の新たな建設という、既存の資本関係の下では提供してこなかったような、公開買付者グループにとって秘匿性の高い重要な情報を対象者に提供するにあたっては、かかる情報の社外流出というデメリットに対して、それによる対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇(対象者株式の株価上昇や、配当の増額を指します。)をより多く享受できるというメリットがあって初めて実現することができるものであり、また、対象者においても、既存の資本関係の下では提供してこなかったような、対象者が強みとする、高い特殊性にも対応する施工能力をはじめとする重要なノウハウを安定的に公開買付者に提供するにあたっては、公開買付者がこれまで以上に強い資本関係のある株主として、公開買付者グループの利益のみならず、対象者の中長期的な企業価値の向上に対するコミットメントを確認できて初めて実施することができるものと考えました。また、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の所有割合が高まることによるディスシナジーについても検討しましたが、公開買付者は2004年7月から対象者の大株主であるとともに対象者との取引関係も有し、友好的な関係を築いてきているという点で、本公開買付けにより公開買付者の所有割合が32.27%から40.00%に高まることにより、対象者や対象者のステークホルダー(対象者の従業員、取引先、既存株主)との関係が悪化する要素は見受けられないことから、ディスシナジーは生じないものと考えました。

また、対象者は、東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更を目指しているとのこと。本公開買付けによる取得株式数を抑制することにより、対象者株式の流動性を確保し、少数株主の皆様にも引き続き対象者株式の売買の機会を提供するとともに、本公開買付け後に見込まれるシナジー効果を少数株主の皆様にも享受いただくことで、対象者の東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更に寄与すると考えたことから、本公開買付けを通じて対象者株式560,800株(所有割合:7.73%)の取得を目指すに至りました。

かかる検討を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの実施に向けた準備を行うため、2025年3月上旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、同年3月中旬にリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業(以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。)をそれぞれ選任いたしました。

その後、公開買付者は、2025年3月12日、対象者に対して、上記の期待可能な施策及びシナジーを念頭に、対象者との資本関係を強化し、業務上の協力や連携を深めることについての初期的な協議の機会を設けて、本公開買付けの検討を開始する旨の意向を伝達した後、2025年3月28日、対象者に対し、( )公開買付者と対象者におけるシナジー効果を最大化し、対象者の企業価値を向上させることを目的として、本公開買付けを実施すること、( )本公開買付けにより想定される上記のシナジーの概要、( )対象者の経営の独立性を維持し、対象者株式の一定の流動性を確保すべく、本公開買付け後における公開買付者の所有割合が40.00%以内となるよう、本公開買付けにおける買付予定数の上限を設定すること、( )2025年5月中旬を公表日、2025年5月中旬から同年6月中旬を本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)とする想定スケジュールを記載した初期的な意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出したところ、同年4月7日、対象者から協議開始に同意する旨の回答書を受領したため、同年4月上旬以降、公開買付者と対象者は、本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。具体的には、公開買付者は、2025年4月28日、対象者に対して、( )本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を、本意向表明書の提出日の株価水準から大幅な変動がないことを前提として、本公開買付けの公表予定日の前営業日(2025年5月19日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値に20%のプレミアムを上乗せした水準とすること、( )本公開買付における買付予定数について、下限は設定せず、本公開買付け後における公開買付者の所有割合が40.00%となる対象者株式の数を上限とすること、( )本公開買付けの公表日を2025年5月20日、公開買付期間を2025年5月21日から同年6月24日までとする旨の提案(以下、「2025年4月28日提案」といいます。)を行いました。

これに対して、対象者から、公開買付者に対して本公開買付けの目的等を面談の機会等を通じて直接確認したい旨の打診を受け、2025年5月9日、対象者との直接的な面談を設定しました。当該面談を通じて、対象者に対し、改めて本意向表明書及び2025年4月28日提案の内容を伝えるとともに、本公開買付けの実施について理解を求めたところ、対象者から、当該面談を通じて、対象者としてのシナジー実現に係る前提条件を含め、本公開買付けに至る経緯、対象者株式の所有方針及び対象者の経営体制の変更等の有無についての理解を深めるに至り、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであることを確認した旨の回答を受領しました。なお、2025年5月9日の面談以降、公開買付者及び対象者は買付価格等の条件に関する協議交渉を実施しておりません。

公開買付者は、2025年5月19日、同日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,917円に対して19.99%のプレミアムを加えた価格である3,500円(円未満を四捨五入。以下同じです。)を本公開買付価格とすることとし、その旨を対象者に対して伝達しました。

これを受けて、対象者は、2025年5月20日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場が維持される予定であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も対象者株式を所有することに十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

以上の経緯の下で、公開買付者は、2025年5月20日付取締役会決議により、本公開買付価格を3,500円として、本公開買付けの実施を決定いたしました。

#### 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主による本公開買付けへの応募について対象者の株主の判断に委ねることとするに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年3月28日に公開買付者より、対象者との関係を強化し、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー効果を実現するため、公開買付けの方法により対象者株式の所有割合を40%とすることを目的に対象者株式を取得する旨の本意向表明書を受領したとのことです。そして、対象者は、2025年4月7日、公開買付者に対して、本意向表明書に記載された上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本公開買付けの目的、本公開買付けにおける想定シナジー、本公開買付けにおける買付予定数の上限、想定スケジュールに係る提案内容についての事前協議を開始することに同意する旨を伝えたとのことです。また、対象者は、主に取締役1名(小谷実弦氏)及び従業員5名(経営企画室、管理本部)で協議・検討する体制を構築したとのことです。なお、対象者の社外取締役を兼務する公開買付者の従業員である久保田裕丈氏(以下、当該取締役を「利害関係取締役」といいます。なお、当該取締役は監査等委員ではないとのことです。))は、利益相反の疑いを回避し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、本公開買付けに係る協議・検討には参加していないとのことです。

また、本意向表明書を受領したことを受け、対象者は、2025年4月中旬、公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。))を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人虎門中央法律事務所(以下「虎門中央法律事務所」といいます。))を委任したとのことです。

その後、対象者は、本公開買付けに係る検討事項や事前協議を中心に対応する役員を含む社内対応メンバーを招集し、公開買付者が想定するシナジーの実現可能性を含めた検討に着手するとともに、本公開買付けにより公開買付者の所有割合が高まることによるデメリットについても検討することにしたとのことです。本公開買付けが成立した場合には、公開買付者の対象者株式の所有割合は最大で40%となり、相応に高い議決権水準を有することになるという点から、対象者の経営の独立性の維持及び少数株主の利益保護並びに対象者が将来の目標としている東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更への影響について確認が必要であると考えたためとのことです。

対象者は、2025年4月18日、公開買付者に対して、本公開買付け成立後の経営体制の大きな変更や、その所有する議決権により、対象者の経営に関し少数株主の利益を損なうような要求を行うことはないという理解に誤りがないか、また、対象者が目標とする東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更に関する見解を確認したとのことです。これに対し、対象者は、公開買付者より、2025年4月23日に、当面の間は経営体制の大きな変更は考えていないこと、また、少数株主の利益を損なう要求は行わず、従前どおりの対象者との関係を維持する姿勢であること、そして、東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更については、対象者が国内外の幅広い機関投資家に、より評価していただけるような成長ストーリーを立案して示していく必要があるとして、本公開買付けの実施によって、両社で積極的な協業を推進することを通じて、対外的に魅力を感じていただけるような成長戦略をとともに立案し、東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更の方向性を協議したい旨の返答を受けたとのことです。

また、対象者は、2025年4月28日、公開買付者から、( )本公開買付価格を、本意向表明書の提出日の株価水準から大幅な変動がないことを前提として、本公開買付けの公表予定日の前営業日(2025年5月19日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値に20%のプレミアムを上乗せした水準とすること、( )本公開買付における買付予定数について、下限は設定せず、本公開買付け後における公開買付者の所有割合が40.00%となる対象者株式の数を上限とすること、( )本公開買付けの公表日を2025年5月20日、公開買付期間を2025年5月21日から同年6月24日までとする旨の2025年4月28日提案を受領したとのことです。

その後、対象者は、公開買付者から2025年4月28日提案を受領したことを受けて、2025年4月30日に開催された利害関係取締役を除く取締役全員が参加するミーティングにおいて、本公開買付けへの意見表明に関する議論、具体的には本意向表明書に記載された公開買付者が想定するシナジー効果が、対象者が掲げる経営戦略の推進に繋がるかについて議論を行ったとのことです。当該議論では、まず、公開買付者の想定するシナジー効果に関して、対象者の経営課題、具体的には建設事業を巡る慢性的な人員不足や技能労働者不足並びに資材価格や労務費の高騰による建設コストの上昇が長期化することによる中長期的な視点での受注競争の激化や採算性の悪化が予想される状況を踏まえて、公開買付者が想定するシナジーの実現性を検討したとのことです。

公開買付者が想定するシナジー効果(( )対象者による公開買付者グループからの工事受注、( )商業施設建設及び維持管理の共同受注、( )人材の相互交流、( )公開買付者による資金面の支援)のうち、( )公開買付者グループからの工事受注については、建設事業を巡る慢性的な人員不足や技能労働者不足という現状を踏まえると、短期的な当該シナジーの効果は限定的であると考えられるものの、公開買付者が運営するパチンコホールは、定期的なリニューアルに係る投資や、後継者不足等により廃業したパチンコホールの再オープンに向けた投資が今後も相当程度見込まれる状況にあること、また、公開買付者グループが運営する宿泊施設や飲食店舗に關してもリニューアル工事や新築工事を含む一定の投資が見込まれる状況にあることから、商業施設のリニューアル工事に関する強みとビジネスホテルや飲食店舗の新築工事に多数の実績を持つ対象者にとっては、当該投資を取り込むことで、中長期的には対象者の安定的な収益基盤構築に寄与する可能性が高いものと判断したとのことです。また、( )商業施設建設及び維持管理の共同受注については、公開買付者グループに属する企業が公開買付者グループ以外からの建物維持管理業務の受託実績を有しており、対象者が建設工事の受注を企図して複数の企業と共同して企画提案を行うPPP案件等のいわゆる企画提案案件に關し、公開買付者グループと共同して受注を目指すことにより、現在以上の優位性を発揮できる可能性があるかと判断したとのことです。次に( )人材の相互交流については、対象者が海外事業として展開しているベトナム事業に關し、現在は日系企業からの建築工事の受注やBIM業務の受託が中心となっているところ、公開買付者の東南アジア全域に及ぶネットワークに基づくメリットを享受できれば、対象者の海外事業をエリアの面で拡大・発展させることができる可能性があるかと判断したとのことです。もっとも、( )公開買付者による資金面の支援については、対象者は現時点で主要取引金融機関等を通じて十分な資金を調達できる状況であり資金調達に何ら懸念はなく、また、公開買付者による資金面の支援が対象者の独立性に影響を及ぼす可能性を考慮すると、公開買付者からの資金面の支援は現実的では無いと判断したとのことです。ただし、不測の事態におけるセーフティネットとしての側面を考慮すると、公開買付者による資金面の支援の可能性を否定するものではないことを確認したとのことです。

また、上記2025年4月30日のミーティングでは、併せて、公開買付者に対して、本公開買付けによる追加取得を考えるに至った経過と所有割合決定の理由を詳細に説明するよう求めることを決定するとともに、本公開買付けによる既存顧客への影響を含めた対象者のメリットやデメリットについても検討したとのことです。具体的には( )対象者の既存顧客等との重要な契約への影響、( )対象者の柔軟な意思決定への影響、( )流動株式比率の低下等による対象者株式の市場株価への影響、( )競争法に基づく対象者の事業の制限や対象者の建設業許可等の許認可への影響、( )役員や従業員のモチベーション等への影響を検討したとのことです。( )対象者の既存顧客との重要な契約への影響については、対象者が安定的な事業基盤を維持するためには、幅広い既存顧客からの受注を維持できることが重要であると考え、本公開買付けによるこの実現可能性への影響を検討するとともに、本公開買付けによる金融機関や協力会社との取引への影響について検討したとのことです。その結果、公開買付者が既に32.27%を超える対象者株式を所有する筆頭株主であり、本公開買付け後の所有割合が過半数となるものではないことを勘案すると、対象者の既存顧客との取引並びに金融機関や協力会社との取引いずれにおいても大きな影響はないと判断したとのことです。次に( )対象者の柔軟な意思決定への影響については、現時点において公開買付者からは同社の従業員1名が対象者の社外取締役として対象者の経営に關与している状況であり、公開買付者からは当面の間は経営体制の大きな変更は考えていないとの表明は受けているものの、公開買付者のかかる意向に変化がある場合には、対象者の柔軟な意思決定に影響を及ぼし得る可能性があるため、公開買付者に対し、改めて対象者の現経営体制に対する評価や経営体制の変更に向けた基本方針等を確認することを申し合わせたとのことです。( )流動株式比率の低下等による対象者株式の市場株価への影響については、公開買付者が本公開買付けによって想定する具体的な協業施策やそれによるシナジーを実現することができれば、市場株価にはポジティブに作用すると判断し、市場株価への影響は限定的であると判断したとのことです。( )競争法に基づく対象者の事業の制限や対象者の建設業許可等の許認可への影響については、公開買付者及び対象者の事業内容、各種法令の規定等を確認した結果、いずれも影響はないと判断したとのことです。最後に( )役員や従業員のモチベーション等への影響については、本公開買付けを機とする対象者の経営体制の変更や従業員の処遇(社風・福利厚生・人事制度等を含む。)に変更がある場合には、影響が発生し得ること及び仮にこれらの変更がなされない場合であっても、従業員に対しては本公開買付けについての入念な説明が必要であることを確認し、公開買付者に対して従業員の処遇の変更に係る方針を確認することを申し合わせたとのことです。引き続き、本公開買付けの妥当性に係る検討が行われ、公開買付者が検討している本公開買付け価格は、対象者株式の上場来高値を上回る水準である点、付されるプレミアムがブルータスから提供された過去の同種の上場維持前提の公開買付事例におけるプレミアム水準と比較して著しく劣後する水準ではない点、既存株主に本公開買付けを通じて売買の機会が付与されており本公開買付けに応じるか否かの選択が可能である点等から、本公開買付けの面からは本公開買付けを否定する理由はないと判断したとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は、2025年4月30日、公開買付者に対してシナジーの実現に係る前提条件や質疑事項等を取り纏めて面談の機会等を通じて確認できることを前提として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを基本的な方針とすることを確認したとのことです。

その後、対象者は、2025年5月9日に公開買付者との直接的な面談機会を通じて、対象者としてのシナジー実現に係る前提条件について理解を求めるとともに、( )本公開買付けによる対象者株式の追加取得に至る経緯、( )対象者株式の今後の所有方針、( )対象者の経営体制の変更や従業員の処遇の変更の有無等を確認したとのことです。当該面談を通じて、対象者としてのシナジー実現に係る前提条件を含め、本公開買付けに至る経緯、対象者株式の所有方針及び対象者の経営体制の変更等の有無についての理解を深めるに至り、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであることを確認したとのことです。なお、2025年5月9日の面談以降、対象者及び公開買付者は買付価格等の条件に関する協議交渉を実施していないとのことです。

その後、対象者は、2025年5月19日、同日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,917円に対して19.99%のプレミアムを加えた価格である3,500円を本公開買付価格とする旨公開買付者より伝達されたとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は、2025年5月20日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場が維持される予定であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も対象者株式を所有することに十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

#### 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、対象者との資本関係の強化を図ることで、事業・業務・経営面においても協力・連携体制の強化が図られ、公開買付者と対象者それぞれの強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果を発揮することができると考えており、上場企業としての独立性を尊重・確保しつつ、上記項目を中心とした方針に基づき、両者の緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えております。また、本書提出日現在において公開買付者は対象者に監査等委員でない社外取締役1名(非業務執行・非常勤)を派遣しておりますが、本公開買付けが成立した場合においても、公開買付者からの派遣役員を含めて現時点では役員構成等の変更は予定しておりません。なお、将来的には上記施策及び経営を推進するために必要と判断した場合は公開買付者と対象者との間での役員派遣を含む人的交流・連携を進める等、適切かつ柔軟な対応を行って参る予定です。

#### (3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、本書提出日現在において、公開買付者は、( )対象者株式2,342,800株(所有割合：32.27%)を所有していること、( )監査等委員でない社外取締役1名(非業務執行・非常勤)を対象者に派遣していることを踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除するため、以下の措置を実施いたしました。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 対象者における外部専門家からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定に慎重を期し、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてブルータスを、リーガル・アドバイザーとして虎門中央法律事務所を、それぞれ2025年4月中旬に選任し、本公開買付けの諸手続、取締役会の意思決定の方法・過程、その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点等について専門的見地からの助言を受けているとのことです。

なお、ブルータス及び虎門中央法律事務所に対する報酬には、本公開買付けの成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年5月20日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役11名のうち、利害関係取締役を除く全ての取締役10名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、且つ利益相反を回避するため、利害関係取締役は本公開買付けに関する対象者の取締役会における審議及び決議に参加しておらず、また、本公開買付けに際し、対象者の立場において、本公開買付けの検討、並びに公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

#### 取引保護条項の不存在

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日と比べて比較的長期である25営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の対象者の株券等の取得予定

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在において、公開買付者は、所有割合にして40.00%となるまで対象者株式を買い増すことが望ましいと判断しております。そのため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限以上の応募があり、公開買付者が所有割合にして40.00%を所有するに至った場合には、本公開買付け成立後に対象者の株券等を追加取得することは、現時点では予定しておりません。

一方、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限に満たない応募となり、その結果、公開買付者が所有割合にして40.00%を所有するに至らなかった場合には、現時点では具体的な対応方針は未定ではあるものの、市場動向等に照らし、買付予定数の上限に満たなかった範囲で(公開買付者が所有割合にして40.00%となるまで)、市場取引等の方法により対象者株式を追加的に取得する予定です。

(5) 上場廃止となる見込みのないこと及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限(560,800株)を設定しておりますので、本公開買付け後に公開買付者が所有することになる対象者株式の数は、最大で2,903,600株(所有割合：40.00%)にとどまる予定です。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所スタンダード市場における上場が維持される予定です。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年5月21日(水曜日)から2025年6月24日(火曜日)まで(25営業日)
公告日	2025年5月21日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年7月1日(火曜日)までとなります。

###### 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 株式会社マルハン  
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内28階  
03-5221-7004  
経営企画部長 太田代 光英

確認受付時間 平日 9時から17時まで

##### (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金3,500円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が公表している有価証券報告書及び決算短信に記載の財務情報、対象者から開示された経営計画等の資料等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日(2025年5月20日)の前営業日である2025年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(2,917円)、並びに同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値(2,786円(円未満を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)、2,775円及び2,675円)の推移を参考にしました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び対象者の株主の皆様にとって合理的な対象者株式の売却機会を提供する水準となり得るかを総合的に勘案し、2025年5月20日に、本公開買付価格を3,500円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記を踏まえて本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である3,500円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,917円に対して19.99%(小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,786円に対して25.63%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,775円に対して26.13%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,675円に対して30.84%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である3,500円は、本書提出日の前営業日である2025年5月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,980円に対して17.45%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

算定の経緯	<p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て、2025年5月20日に、本公開買付け価格を3,500円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て本公開買付け価格を決定していることから、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	560,800(株)	(株)	560,800(株)
合計	560,800(株)	(株)	560,800(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(560,800株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(560,800株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,608
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月21日現在)(個)(d)	23,428
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月21日現在)(個)(g)	116
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)	72,230
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	7.73
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	40.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(560,800株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月21日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月21日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年11月14日に提出した第99期中半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(7,258,886株)に係る議決権の数(72,588個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付は行いません。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類(注2)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要となります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合

次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号(マイナンバー)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

番号 確認 書類	個人番号カード (両面) 顔写真付き	通知カード	個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
+		a. 以下のいずれかの書類 1つ(顔写真付き確認書類)	a. 以下のいずれかの書類 1つ(顔写真付き確認書類)
本人 確認 書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・在留カード</li> <li>・療育手帳</li> <li>・身体障害者手帳等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・在留カード</li> <li>・療育手帳</li> <li>・身体障害者手帳等</li> </ul>
		又は	又は
		b. 以下のいずれかの書類 2つ(a.の提出が困難な場合)	b. 以下のいずれかの書類 1つ(a.の提出が困難な場合)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し</li> <li>・住民票の記載事項証明書</li> <li>・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・国民年金手帳等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・国民年金手帳等</li> </ul>

- ・個人番号カード(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

法人株主の場合

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

外国人株主の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2))が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

- ( 1 ) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
- ( 2 ) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- ( 3 ) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,962,800,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	53,000,000
その他(c)	5,225,000
合計(a) + (b) + (c)	2,021,025,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(560,800株)に、本公開買付価格(3,500円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	30,107,998
計(a)	30,107,998

#### 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

30,107,998千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年7月1日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年7月8日(火曜日)となります。

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(560,800株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(560,800株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。 )。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	沿革
1972年12月	商号を西原産業株式会社、本店所在地を京都府中郡峰山町字杉谷757番地、資本金を75,000,000円とする株式会社として設立
1988年10月	商号を株式会社マルハンコーポレーションに変更。本店を京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地に移転
1999年10月	商号を株式会社マルハンに変更

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

1. ボウリング、ゴルフ、パチンコ等遊技場の他陸海レジャーに関する業務の経営
2. ホテル、レストラン、喫茶等宿泊飲食業
3. 家庭日用品の卸小売業
4. 貴金属、装身具の卸小売業
5. 食料品の卸小売業
6. 書籍文具類の販売
7. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、賃貸斡旋
8. 土地の造成開発
9. 出版物の刊行及び販売
10. 映画館、演劇場等興行場の経営
11. 前各号に附帯関連する一切の業務

###### (事業の内容)

公開買付者は、パチンコ、ボウリング、アミューズメント、シネマ等レジャーに関する業務の経営、ビルメンテナンス事業、飲食事業、ゴルフ事業、海外金融事業等を運営することを事業の内容としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年5月21日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000,000,000円	15,464,400株

【大株主】

2025年5月21日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イー・ゼット・インターナショナル	京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地	1,704	11.59
韓 裕	東京都港区	1,500	10.21
韓 俊	東京都港区	1,500	10.21
韓 浩	兵庫県神戸市東灘区	1,500	10.21
韓 健	東京都港区	1,500	10.21
韓 珠里奈	東京都港区	1,500	10.21
一般社団法人ルーチェ	京都府京都市北区西賀茂鹿ノ下町45番地	1,500	10.21
韓 昌祐	京都府京都市北区	1,463	9.96
韓 祥子	京都府京都市北区	800	5.44
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	145	0.99
計		13,112	89.24

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年5月21日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		韓 昌祐	1931年2月15日	1957年5月 京都府中郡峰山町(現 京丹後市峰山町)にて個人営業としての西原産業を開業 1972年12月 西原産業株式会社(現 公開買付者)設立 代表取締役社長 1999年5月 公開買付者 代表取締役会長(現任) 2013年2月 MARUHAN JAPAN BANK LAO CO.,LTD. Director and Chairman(現任) 2016年4月 SATHAPANA BANK PLC. Chairman of the Board(現任)	普通株式 1,463
代表取締役 副会長		韓 祥子	1940年2月25日	1972年12月 西原産業株式会社(現 公開買付者)入社 取締役 1989年1月 公開買付者 監査役 1992年12月 公開買付者 代表取締役 1996年9月 公開買付者 代表取締役辞任 2014年7月 公開買付者 取締役 2020年7月 公開買付者 代表取締役副会長(現任)	普通株式 800

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役 (東日本カンパニー社長)		韓 裕	1963年 4月17日	1988年 4月 1990年 2月 1992年 2月 2001年10月 2005年 4月 2006年 4月 2008年 6月 2016年 4月 2020年 7月 2021年 4月 2022年 2月	株式会社地産 入社 公開買付者 入社 取締役 公開買付者 取締役 静岡営業本部長 公開買付者 取締役 営業統括本部長 公開買付者 常務取締役 営業本部長 公開買付者 代表取締役副社長 公開買付者 代表取締役社長 社長執行役員 株式会社マルハンベンチャーパートナーズ 代表取締役社長(現任) 公開買付者 代表取締役社長 公開買付者 代表取締役 東日本カンパニー社長(現任) 株式会社マルハンユナイテッドパートナーズ 代表取締役社長(現任)	普通株式 1,500
代表取締役 (北日本カンパニー社長)		韓 俊	1965年 7月22日	1991年 9月 2005年 4月 2006年 4月 2007年 4月 2008年 6月 2013年 7月 2013年10月 2020年 7月 2021年 4月 2022年 2月 2022年 3月	公開買付者 入社 取締役 公開買付者 常務取締役 公開買付者 常務取締役 営業本部長 公開買付者 専務取締役 営業本部長 公開買付者 取締役副社長 営業本部長 公開買付者 取締役副社長 副社長執行役員 株式会社太平洋クラブ 代表取締役社長(現任) 公開買付者 代表取締役 公開買付者 代表取締役北日本カンパニー社長(現任) 株式会社マルハンキャピタルマネジメント 代表取締役社長(現任) 株式会社坐忘resort 代表取締役社長(現任)	普通株式 1,500
代表取締役 (西日本カンパニー社長)		韓 浩	1971年 7月29日	1995年 4月 1996年 4月 1997年10月 1999年10月 1999年12月 2003年 4月 2005年 4月 2014年 7月 2020年 7月 2021年 4月	コナミ株式会社入社 公開買付者 入社 公開買付者 マハ口営業部長 公開買付者 開発部長 公開買付者 取締役開発部長 公開買付者 取締役開発本部長 公開買付者 常務取締役開発本部長 公開買付者 取締役副社長 副社長執行役員 開発本部長、建設部長 公開買付者 代表取締役 公開買付者 代表取締役西日本カンパニー社長(現任)	普通株式 1,500

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役 (金融カンパ ニー社長、 財務経理管 掌)		韓 健	1974年 4 月20日	1998年 4 月 2000年10月 2006年10月 2006年12月  2007年 6 月 2009年 4 月 2012年 2 月 2012年 3 月 2014年 7 月 2020年 7 月 2021年 4 月	野村證券株式会社入社 公開買付者 入社 公開買付者 財務部次長 公開買付者 執行役員財務部 長 公開買付者 取締役財務部 長、経理部長 公開買付者 取締役財務経理 本部長、経理部長、財務部長 MARUHAN INVESTMENT ASIA PTE.LTD. Director and CEO(現任) 公開買付者 取締役 執行役 員 財務経理本部長、経理部 長 公開買付者 常務取締役、常 務執行役員 財務経理本部 長、経理部長 公開買付者 代表取締役 公開買付者 代表取締役金融 カンパニー社長、財務経理管 掌(現任)	普通株式 1,500
常勤監査役		田端 直樹	1960年 8 月10日	2005年 4 月 2007年 4 月 2014年 6 月 2022年 6 月 2023年 4 月	公開買付者 入社 マルハン健康保険組合 出 向 事務長 マルハン健康保険組合 出 向 常務理事 公開買付者 常勤監査役(現 任) マルハン健康保険組合 出 向 理事長(現任)	
計						普通株式 8,263

(2) 【経理の状況】

公開買付者の第52期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。なお、公開買付者の第52期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

第52期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	140,468	流動負債	75,752
現金及び預金	128,767	電子記録債務	21,432
売掛金	424	買掛金	1,738
商品	1,091	1年内返済予定長期借入金	17,200
原材料及び貯蔵品	218	リース債務	348
前払費用	2,986	未払金	10,710
短期貸付金	1,878	未払費用	2,974
未収入金	2,890	未払法人税等	522
その他	2,211	未払消費税等	3,391
固定資産	269,254	預り金	14,406
有形固定資産	130,688	賞与引当金	2,033
建物	64,056	設備支払手形	622
構築物	4,972	資産除去債務	136
機械及び装置	291	その他	236
車両運搬具	41	固定負債	51,874
工具、器具及び備品	13,964	長期借入金	20,050
土地	45,252	リース債務	5,093
建設仮勘定	2,108	退職給付引当金	2,744
無形固定資産	12,237	役員退職慰労引当金	6,885
のれん	7,544	資産除去債務	11,890
借地権	4,020	その他	5,209
ソフトウェア	564	負債合計	127,626
その他	108	純資産の部	
投資その他の資産	126,328	株主資本	281,881
投資有価証券	379	資本金	10,000
関係会社株式	50,136	資本剰余金	15
長期貸付金	26,350	その他資本剰余金	15
長期前払費用	576	利益剰余金	276,119
差入保証金	11,357	利益準備金	2,500
建設協力金	1,816	その他利益剰余金	273,619
繰延税金資産	34,537	固定資産圧縮積立金	6
その他	1,174	別途積立金	258,316
貸倒引当金	1	繰越利益剰余金	15,296
		自己株式	4,253
		評価・換算差額等	215
		その他有価証券評価差額金	215
		純資産合計	282,097
資産合計	409,723	負債・純資産合計	409,723

【損益計算書】

第52期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,359,503
売上原価	1,332,408
売上総利益	27,095
販売費及び一般管理費	12,091
営業利益	15,003
営業外収益	8,873
受取利息	1,505
受取配当金	257
賃貸収入	1,801
ICカード受入収入	228
為替差益	4,381
その他	699
営業外費用	1,233
支払利息	691
賃貸費用	416
支払手数料	67
その他	57
経常利益	22,643
特別利益	324
固定資産売却益	6
リース債務取崩益	95
災害損失保険金収入	223
特別損失	7,080
固定資産売却損	0
固定資産廃棄損	760
リース契約解約損	2
賃貸借契約解約損	116
災害による損失	18
減損損失	6,181
税引前当期純利益	15,888
法人税、住民税及び事業税	3,469
法人税等調整額	2,252
当期純利益	10,167

【株主資本等変動計算書】

第52期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	利益 剰余金 合計	
		その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	15	2,500	21	258,316	9,523	270,361	4,253	276,123
当期変動額									
剰余金の配当						4,408	4,408		4,408
固定資産圧縮積立金の取崩				14		14			
当期純利益						10,167	10,167		10,167
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計				14		5,772	5,758		5,758
当期末残高	10,000	15	2,500	6	258,316	15,296	276,119	4,253	281,881

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	74	74	276,197
当期変動額			
剰余金の配当			4,408
固定資産圧縮積立金の取崩			
当期純利益			10,167
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	141	141	141
当期変動額合計	141	141	5,899
当期末残高	215	215	282,097

【個別注記表】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、建物等のうち定期借地権上のものについては、その契約年数に応じた耐用年数に基づいて償却しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。また、借地権のうち、借地権利金以外のものについては賃貸借契約期間に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。



### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年5月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	23,544(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	23,544		
所有株券等の合計数	23,544		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式25,514株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年5月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	23,428(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	23,428		
所有株券等の合計数	23,428		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年5月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	116(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	116		
所有株券等の合計数	116		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式25,514株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2025年5月21日現在)

氏名又は名称	株式会社イチケン
住所又は所在地	東京都港区芝浦一丁目1番1号
職業又は事業の内容	建築・土木・内装仕上工事等の建設事業及び不動産事業
連絡先	連絡者 株式会社イチケン 財務経理部長 高垣 健太郎 連絡場所 東京都港区芝浦一丁目1番1号 電話番号 03-5931-5642
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(2025年5月21日現在)

氏名又は名称	長谷川 博之
住所又は所在地	東京都港区芝浦一丁目1番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社イチケン 財務経理部長 高垣 健太郎 連絡場所 東京都港区芝浦一丁目1番1号 電話番号 03-5931-5642
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人(対象者)の役員

【所有株券等の数】

株式会社イチケン

(2025年5月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式25,514株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

長谷川 博之

(2025年5月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	116(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	116		
所有株券等の合計数	116		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、長谷川博之氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式206株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個が含まれております。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の取引

最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	2022年3月期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	2023年3月期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	2024年3月期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
工事の請負	1,223	861	21

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年5月20日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所スタンダード市場							
	月別	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月
最高株価		2,624	2,634	2,655	2,990	2,941	2,838	3,050
最低株価		2,487	2,512	2,485	2,514	2,681	2,402	2,742

(注) 2025年5月については、同年5月20日までのものです。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数 の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	年 月 日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	年 月 日現在
				発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第98期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月26日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第99期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社イチケン

(東京都港区芝浦一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年5月20日に、東京証券取引所において「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

決算年月	2025年3月期
売上高	98,999百万円
売上原価	88,490百万円
販売費及び一般管理費	3,642百万円
営業外収益	71百万円
営業外費用	137百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,697百万円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	2025年3月期
1株当たり当期純利益	647.19円
1株当たり配当額	140.00円
1株当たり純資産額	4,692.93円